

第3回定例会会議録

平成18年 9月19日(火)

開 議 午前10時00分

○議長(土屋 実君) おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、人権政策課長病欠のため、係長が代理出席いたします。ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより委員長報告を求めます。

去る9月12日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告願います。

- - - 日程第1 議案第55号 御代田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第1 議案第55号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

(社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇)

○社会建設経済常任委員長(荻原達久君) 3ページをお願いします。

平成18年9月19日 御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第55号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(土屋 実君) 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました、議案第55号についてを議題といたします。これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第55号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第55号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第2 議案第56号 御代田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について - - -
- - - 日程第3 議案第57号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について - - -
- - - 日程第4 議案第58号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第2 議案第56号 御代田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第3 議案第57号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、日程第4 議案第58号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君) おはようございます。

1ページをご覧ください。

平成18年9月19日 御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第56号 御代田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第57号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

議案第58号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務文教常任委員長から報告がありました、議案第56号から議案第58号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号から議案第58号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第56号 御代田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第57号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、議案第58号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第5 議案第59号 平成17年度御代田町一般会計歳入歳出決算

の認定について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第5 議案第59号 平成17年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君)

平成18年9月19日 御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第59号 平成17年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

(総務文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長(土屋 実君) ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました。本案については社会建設経済常任委員会にも付託してございますので、社会建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第59号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

通告がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

8番、茂木祐司君。

(8番 茂木祐司君 登壇)

○8番(茂木祐司君) 8番、茂木祐司です。

私は日本共産党を代表して、議案第59号 平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に指摘しておきたいことは、町の財政状況と町民の暮らしに対する町長の認識についてであります。

いま、自民・公明政権による地方切り捨てと、国民への新たな負担増の計画が、次から次へと押し進められています。17年度の決算にもこのことが大きく出てきています。景気浮揚策として実施されてきた定率減税の廃止では、17年度には所得税の部分が廃止され、18年度は住民税の減税額が2分の1に縮減されたことで、町内の6,250人が増税となり、全体で2,600万円の負担増となります。定率減税は来年度には完全に廃止ですから、更に大きな影響が予測できます。65歳以上で所得が125万円以下の方への個人住民税の非課税措置の縮減・廃止、公的年金等控除の見直しとあわせて、高齢者控除が廃止されたことで、これまで非課税だった方も納税しなければならなくなり、町民600人が増税となり、全体で1,260万円の負担増となります。配偶者控除による非課税措置が17年度から段階的に廃止され、これによる影響は町民1,600人が増税で、全体で240万円の負担増になります。これら国による税制の改悪によって、単純に計算すると、町民8,450人に影響が出て、新たな負担増は4,100万円にもなります。

さらにこうした増税によって、所得の区分で料金を算出している国保税、介護保険料、保育料なども自動的に引き上げられることとなります。

また、固定資産税も引き上げられます。18年度の補正予算案を見ると、6月議会で改定された固定資産税の負担調整により、全体で新たに1,257万円もの負担増になっています。こうした町民への新たな負担増が、町民の所得が増加している中でのものならばまだ納得できますが、そうではありません。町民の所得が減少している中での増税というところに深刻な内容があります。

例えば、国保の所得別の加入者数の動向を見ると、総所得が100万円以下の世帯は、前年比48世帯増加して、1,166世帯、200万円以下は39世帯増加して、622世帯、400万円以下は5世帯増加して、462世帯です。国保に加入している約2,800世帯のうち、年収が400万円以下の世帯は、実に2,250世帯で、全体の約8割にもなっています。低所得者が更に増加している中での増税であり、格差のいっそうの広がりや貧困層の更なる増大に拍車をかけるもので、これでは町民の暮らしは根本から破壊されてしまいます。町民の命と健康にとっても、重大な状況が進行しています。

国保税の相次ぐ値上げで滞納者が増加し、1年以上の滞納者は244世帯、そのうち、保険証が取り上げられて資格証明書の発行は、105人に上っています。保険証が取り上げられてしまったら、病院にも行くことができません。どうやって生きていけばいいのでしょうか。

町長は議会招集のあいさつで、17年度決算では自主財源が伸びたことを成果の1つとして強調しましたが、自主財源の伸びとは、まさに町民への負担増と一体のものであります。確かに町の財政は実質公債比率が10.8%で、県内の低い方から6番目という、誇れる財政状況になっています。基金の積立も、特定目的以外の基金では、総額で17億3,000万円に上っています。17億円余の基金は、町民1人当たりになると、12万4,000円。4人家族の世帯では48万6,000円の貯金をしている計算になります。17年度に財政が厳しいので予算が組めないとして予定していた約3億円の基金の取り崩しが必要ありませんでした。

こうした町の財政状況と比較して、町民の暮らしはどうでしょうか。商工業者や農家の経営はどうでしょうか。町の財政状況を数字だけで見るのではなく、町民の暮らしの実態から見る必要があります。町民の暮らしが豊かになってこそ、町の活力の真の力ではないでしょうか。低所得者層の町民が増加している現状で、町の発展につながるでしょうか。政府は、今後もサラリーマン増税などを次から次へと計画しており、町民生活の影響は、きわめて大きなものがあります。私は町民に負担ばかりを押しつけるいまのやり方に、明るい未来はないと思います。そういう意味で、税金の使い方が問われているのであります。

17年度一般会計の決算に反対する主な理由は、町の同和事業のあり方があまりにも歪んでいるからです。

今回の議会の中で、町側との議論で、その歪みが更に深刻なものとなっていることが次々に明らかになりました。その1つが同和教育集会所の委託管理費で、年間23万5,200円。部落解放同盟御代田町協議会に委託されているものです。これは2004年6月議会で、それまで町職員が維持管理をしていたものを、シルバー人材センターの単価で部落解放同盟の委託に移したものです。ところが実際には、委託後も町職員が庭の芝の管理を行っていたことが明らかになりました。担当者もその事実を認めました。この問題で、総務文教常任委員会の審議の中で財政担当の課長から、委託とは町との契約で行われており、もし契約内容と違うようであればふさわしくない、という内容の答弁がありました。しかし、人権同和対策課では、これを改めようという姿勢にはなく、今後も協力していくと答えました。

次に、部落解放同盟の中の一組織である、解放子供会で毎年実施している研修は、わずか15人ほどの子どもたちが参加するにすぎない研修ですが、その下見のために職員2名と部落解放同盟の書記長の3人が、旅費として5万2,800円もの予算を使い、更に研修の当日には、3人の職員が引率のために参加しています。解放子供会の研修は、その費用のすべてが補助金として出ており、その総額は24万2,000円です。

しかし、一般の場合はどうなっているかというと、18年度の補正予算案の中に課外活動補助金という名目で49万5,000円が計上されていますが、これは御代田南小学校の金管バンドクラブが東海大会に出場が決まったということで、62人分の子どもたちの交通費と宿泊代の2分の1を補助する内容です。同和の関係では15人の子どもの旅費と宿泊代で24万円が使われ、一方では62人分の子どもの交通費と旅費は2分の1の補助で50万円です。同じ子どもたちなのに、なぜこれほどの格差があるのでしょうか。

今回、私が問題にしたのが、解放子供会の研修のための補助金とは別に、博物館等入館料として6万8,300円が支出されたことについてですが、補助金というものは本来、その金額の範囲内で研修を行うもので、不足した分については個人負担とするのが常識的な内容です。ところが、今回の場合には不足分まで予算から支出したわけです。

総務文教常任委員会でなぜこうなったのか説明を求めましたが、更に矛盾を深めるものとなりました。それは6月1日に研修の下見を行ったにもかかわらず、愛知万博に行くように計画を変更したのは、6月の中旬という説明でした。そうすると、何のための下見だったのかということになります。この下見は全く必要ないものではなかったのか、このことが明らかになりました。

更に、旅費に対する補助金について、財政担当の課長の答弁は、本来補助金の範囲で事業を行うべきで、不足分は個人負担とすべきもの、しかし、特別の緊急性があった場合には、不足分の支払いもあり得るというものでした。一体どこに愛知万博に行くことが緊急性を要するもののでしょうか。説明がつくものではありません。私がこれまでこうした不透明な税金の使い方を指摘すると、町はすぐに人権や

差別、部落解放同盟への協力というような考え方について述べてきましたが、同和事業のこうした不透明な予算の使い方の内容は、人権とか差別とか、そういうレベルで起きているものではありません。町として決めている条例とか要綱とか財政支出のあたりまえのことが守られていないし、特別扱いにほかならないということです。例えば今回の愛知万博の入場料の支出について、仮に計画を変更した申し出があったとしても、役場の担当者としては、補助金の支出の規定から見て不足分は参加者の個人負担でお願いしたいと言うべきではないでしょうか。それが役場職員としてあたりまえの対応だと思うわけです。なぜそれが同和事業に限ってここまで曖昧にされるのでしょうか。

私はここには一職員の対応の問題ではなく、町長の同和事業に対する重大な責任があると考えています。町長の姿勢が最大の問題点です。同和事業に対する予算の支出は年間 5,000 万円ですけれども、こうした不透明な税金の使い方を続けている限り、町民の納得も信頼も協力も、得ることはできません。

以上のことを指摘しまして、本決算認定に対する反対討論といたします。

○議長（土屋 実君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

4 番、笹沢 武君。

（4 番 笹沢 武君 登壇）

○4 番（笹沢 武君） 平成 17 年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

議席番号 4 番、笹沢 武であります。

私は、平成 17 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。御代田町の平成 17 年度一般会計の決算規模は、51 億 6,000 万円余りであります。自立の町を選択した御代田町の平成 17 年度一般会計決算額は、地方分権をいっそう推進するための三位一体の改革のもと、第 3 次長期振興計画の最終年でもあり、南小学校の増築、御代田第 2 配水池の築造、快適な生活環境基盤の確立に向けた上下水道事業の整備など、大きな事業を進める中、法人住民税の増収などの追い風があったとはいえ、4 億円余りの繰越金を確保するという、まさに自律・協働のまちづくり推進計画に沿った公共投資の効率化、事務事業の効率的運営など、創意工夫を重ねてきた結果、昨年度と同じ黒字決算を維持できてきたものであると評価するものであります。

さて、人権同和対策事業については、平成 14 年 3 月 31 日をもって特別措置法が終了し、5 年目を迎えているわけではありますが、国は同和対策事業にかかわるすべての財政措置を廃止したわけではありません。特別措置法が終了した後も、特別交付税の中に、旧地域改善対策費分が算定されており、毎年 3,000 万円を超える金額が当町にも交付されております。これは一般対策として人権同和行政を推進するための財政措置であると考えます。

差別事件に目を向けますと、昨年 4 月に大阪で戸籍謄本などの不正入手・密売事件が発覚し、その後、全国各地で同様の事件が明らかになってきております。また、新たな部落地名総鑑が 3 種類改正されてもおります。就職や結婚などに際して悪質な身元調査がいまでも行われており、深刻な部落差別はまだまだ後を絶ちません。近隣市町村においても、昨年 3 月に、不動産鑑定業者が差別調査を行っており、残念ながら当町においてもさまざまな差別事象、人権侵害があります。

国は平成 12 年 12 月、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を施行し、文部科学省は本年 1 月に人権教育の指導方法等のあり方についての第 2 次取りまとめを公表するなど、よりいっそうの人権教育及び人権啓発の推進を進めております。そして、当町には、平成 5 年 12 月に制定した差別撤廃条例があり、今年度を初年度とする第 4 次長期振興計画では、人権をベースとしたまちづくりを重要な柱の 1 つに掲げております。部落差別は放っておけば自然になくなるものではありません。いじめの問題、女性、障害者、高齢者、外国人に対する差別の問題、その他さまざまな人権障害に関しても放っておけ

ば自然になくなるものでは決してございません。

今後も、第4次御代田町長期振興計画の理念に添いながら、差別のない明るく住みよい人権尊重のまちづくりのため、よりいっそう積極的に人権同和行政、人権同和教育を推進していく必要があると思っております。

私は、平成17年度の御代田町一般会計歳入歳出決算は、人権同和对策事業におきましても、適正に見直しがされてきており、適正な決算であると評価し、本案に賛成するものでございます。

最後にあたりまして、行政運営にあたっている職員の皆さまに懸念されることが1つございます。

その1つは、最近、庁内が暗い、元気がない等の町民の声でございます。私もそう思います。大課制、休憩時間の廃止等、不満もあるでしょうけれども、元気を出して住民サービスに努めていただきたいと思います。

あいさつをひとつとっても、丁寧なあいさつ、儀礼的なあいさつ、失礼なあいさつ、3つありますけれども、私はまごころこもったあいさつをしていただきたいと思います、このように考えます。監査委員の所見にもございました。壁にあたったら何をするか、発想の転換、切りかえ精神、視点の変化、この3つから物事をとらえていけば、ほぼ間違いないだろうと、私は信じております。

以上申し上げて、賛成討論に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土屋 実君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第59号 平成17年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は、認定すべきものであるとのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第59号 平成17年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第6 議案第60号 平成17年度御代田財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第7 議案第61号 平成17年度小沼地区財産管理特別会計
歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第8 議案第62号 平成17年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第6 議案第60号 平成17年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 議案第61号 平成17年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 議案第62号 平成17年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

（総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇）

○総務文教常任委員長（内堀千恵子君）

平成18年9月19日 御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第60号 平成17年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第61号
平成17年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定につ

議案第62号 平成17年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました、議案第60号及び61号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第60号及び61号は、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、認定すべきものであるとのことであります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第60号 平成17年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 平成17年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第62号 平成17年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第62号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、認定すべきものであるとのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第62号 平成17年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第9 議案第63号 平成17年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第10 議案第64号 平成17年度御代田町老人保健医療
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第11 議案第65号 平成17年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第12 議案第66号 平成17年度御代田町簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第13 議案第67号 平成17年度小沼地区簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第14 議案第68号 平成17年度御代田町公共下水道事業
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第15 議案第69号 平成17年度御代田町農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -
- - - 日程第16 議案第70号 平成17年度御代田町個別排水処理施設
整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第9 議案第63号 平成17年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 議案第64号 平成17年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 議案第65号 平成17年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12 議案第66号 平成17年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13 議案第67号 平成17年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14 議案第68号 平成17年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15 議案第69号 平成17年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16 議案第70号 平成17年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

(社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇)

○社会建設経済常任委員長(荻原達久君)

平成18年9月19日 御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第63号 平成17年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 4 号 平成 1 7 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 5 号 平成 1 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 6 号 平成 1 7 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 7 号 平成 1 7 年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 8 号 平成 1 7 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 9 号 平成 1 7 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 7 0 号 平成 1 7 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長（土屋 実君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、社会建設経済常任委員長から報告がありました、議案第 6 3 号から議案第 7 0 号までについてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 3 号から議案第 7 0 号までは、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、認定すべきものであるとのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 6 3 号 平成 1 7 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 4 号 平成 1 7 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 5 号 平成 1 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 6 号 平成 1 7 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 7 号 平成 1 7 年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 8 号 平成 1 7 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 9 号 平成 1 7 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 0 号 平成 1 7 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第 1 7 議案第 7 1 号 平成 1 8 年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 1 7 議案第 7 1 号 平成 1 8 年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君)

平成18年9月19日 御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第71号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案について

(総務文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

○議長(土屋 実君) ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました。本案については社会建設経済常任委員会にも付託してありますので、社会建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第71号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第71号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって議案第71号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第18 議案第72号 平成18年度御代田財産区特別会計
補正予算案について - - -

- - - 日程第19 議案第73号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計
補正予算案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第18 議案第72号 平成18年度御代田財産区特別会計補正予算案について、日程第19 議案第73号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、委

員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君)

平成18年9月19日 御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

委員会審査報告書

議案第72号 平成18年度御代田財産区特別会計補正予算案について

議案第73号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました議案第72号及び73号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号及び73号は、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第72号 平成18年度御代田財産区特別会計補正予算案について、議案第73号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第20 議案第74号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第21 議案第75号 平成18年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第22 議案第76号 平成18年度御代田町簡易水道事業
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第23 議案第77号 平成18年度小沼地区簡易水道事業
特別会計補正予算案について - - -
- - - 日程第24 議案第78号 平成18年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第20 議案第74号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第21 議案第75号 平成18年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、日程第22 議案第76号 平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第23 議案第77号 平成18年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第24 議案第78号 平成18年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

（社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（荻原達久君）

平成18年9月19日 御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

委員会審査報告書

議案第74号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

議案第75号 平成18年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

議案第76号 平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について 議案第77号
平成18年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について 議案第78号 平成18年度御代
田町公共下水道事業特別会計補正予算案につい て

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（土屋 実君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました、議案第74号から議案第78号についてを、一括議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第74号から議案第78号までは討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第74号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第75号 平成18年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第76号 平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、議案第77号 平成18年度小沼地

区簡易水道事業特別会計補正予算案について、議案第78号 平成18年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時52分)

(休憩)

(午前11時04分)

○議長(土屋 実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第25 陳情第13号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」
採択に関する陳情について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第25 陳情第13号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情についての審査報告を求めます。

総務文教常任委員長 内堀千恵子君。

(総務文教常任委員長 内堀千恵子君 登壇)

○総務文教常任委員長(内堀千恵子君) 4ページをご覧ください。

陳情審査報告書

1、審査の結果

(1)採択とすべきもの

1. 件名 陳情第13号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情
(9月12日の議会において付託)
意見書を提出すべきである

本委員会において、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成18年9月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

総務文教常任委員長 内堀千恵子

○議長(土屋 実君) 以上で、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました、陳情第13号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第13号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第13号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第13号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第26 陳情第12号 W T O 農業交渉対策に関する陳情について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第26 陳情第12号 W T O 農業交渉対策に関する陳情についての審査報告を求めます。

社会建設経済常任委員長 荻原達久君。

（社会建設経済常任委員長 荻原達久君 登壇）

○社会建設経済常任委員長（荻原達久君）

陳情審査報告書

1、審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件 名 陳情第12号 W T O 農業交渉対策に関する陳情

（9月12日の議会において付託）

意見書を提出すべきである

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成18年9月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

社会建設経済常任委員長 荻原達久

○議長（土屋 実君） 以上で、社会建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま社会建設経済常任委員長から報告がありました陳情第12号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第12号は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第12号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、陳情第12号 W T O 農業交渉対策に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

- - - 日程第27 意見案第11号 「集配局の廃止再編計画に反対する

意見書」案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 27 意見案第 11 号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」案
についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長 茂木利秋君。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君） 6 ページをご覧ください。

意見案第 11 号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 18 年 9 月 19 日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提 出 者 御代田町議会議員 内堀千恵子

賛 成 者 御代田町議会議員 柳澤嘉勝、柳澤 治、中山美博、茂木祐司
古越日里

平成 18 年 9 月 日 決

御代田町議会議長 土屋 実

集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）

日本郵政公社は、2007 年 10 月の完全民営化を前に、来年 3 月までに 1,048 の集配局を無集配局とする再編合理化を行うとし、早い局では今年 9 月から実施しようとしている。

無集配局とされる 1,048 の大半は、離れ島や中山間地、過疎地の郵便局であり、地域住民の日常生活に必要不可欠な郵便物の集配や金融サービスなど生活基盤サービスを提供するにとどまらず、安心・安全なまちづくりに貢献するとともに、地域住民の交流の場としても活用されている。地域から若者が減少し、高齢化が急速に進むもとで、地域の郵便局の存在はますます重要となっている。採算性のみを重視したこの合理化計画が実施されると、郵便物の配達にとどまらず、貯金や保険、ひまわりサービスなど、現在の郵便局サービスが低下することとなり、住民の不安が高まっている。

また、郵便局機能の縮小は、郵便局員や家族の減少にもつながり、地域経済に与える打撃はきわめて大きく、地域の過疎化はもちろん、地域破壊につながることも懸念される。このような地域の実状と住民の声を無視した、無計画で唐突な統廃合計画は、非現実的・非合理的であり、真の行政改革にも逆行するものである。

また、「民営化すればサービスがよくなる」「サービスは低下させない」などの国会答弁にも反するものであり、到底認めることはできない。

よって、政府においては、地域住民の合意と納得を得ないもとで集配局廃止が行われることのないよう、以下の事項の実現に特段の努力を求めるものである。

記

1. 地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと
 2. 離れ島や僻地、山間地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続すること
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿

○議長（土屋 実君） 本案について趣旨説明を求めます。
6番、柳澤嘉勝君。

（6番 柳澤嘉勝君 登壇）

○6番（柳澤嘉勝君） 議席番号6番、柳澤嘉勝です。

意見案第11号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」案について、趣旨説明をいたします。
集配局の廃止再編計画については、御代田郵便局もこの計画の対象となっており、当議会でも6月の定例会においてこの計画内容は到底容認できないこととして、全員一致で反対の決議を行ったところがあります。

今回の意見書案は、当議会の決議文に添った内容であり、当議会としても改めて政府の国会答弁である「サービスは低下させない」、このことを守るよう求めるため、国に意見書を提出する次第であります。慎重にご審議のうえ、どうか熱い思いを込めて可決されますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（土屋 実君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより、意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第11号は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、意見案第11号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第28 意見案第12号 「WTO農業交渉日本提案実現を求める

意見書」案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第28 意見案第12号 「WTO農業交渉日本提案実現を求める意見書」案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

事務局長 茂木利秋君。

（事務局長 茂木利秋君 登壇）

○事務局長（茂木利秋君） 8ページをお願いいたします。

意見書案第12号 「WTO農業交渉日本提案実現を求める意見書」案について 上記意見案を、御

代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成18年9月19日

御代田町議会議長 土屋 実殿

提出者 御代田町議会議員 荻原達久

賛成者 御代田町議会議員 内堀恵人、朝倉謙一、市村千恵子、武井 武、古越 弘

平成18年9月 日 決

御代田町議会議長 土屋 実

WTO農業交渉日本提案実現を求める意見書(案)

21世紀の食料・農業の方向を決めるWTO農業交渉は、本年12月末の最終合意に向けて、その最大の山場を迎えている。

情勢は、主要国間の対立が解けず、昨年末の香港閣僚会議で決めた「4月末のモダリティ確立」が断念され、以降、集中的な交渉が継続されており、その交渉過程において各国の対立が更に深まるのか、交渉がどのような方向で前進するのか、予断を許されない状況にある。

特にアメリカやブラジル(G20)などの国が、「上限関税の導入」また「重要品目の数の極端な絞込み」、さらには「大幅な関税割当数量の拡大」を求めており、交渉結果によっては、稲作など国内農業に深刻な影響を与えるとともに、新たな基本計画の大幅な見直しが想定される。

よって、本御代田町議会は、わが国政府に対し、米国・G20などの圧力に決して屈することなく、一歩も引かない強い姿勢で交渉に臨み、下記の事項の実現を強く要望する。

記

1. 上限関税の導入は、品目ごとの異なる事情を無視し、わが国の主要農産物に壊滅的な打撃を与えるものであり、一般品目、重要品目ともに導入を断固阻止すること。
2. G10諸国など食料純輸入国の実態を踏まえた十分な数の重要品目を確保すること。
3. 関税割当数量は、関税削減との組み合わせにより、品目ごとの事情に応じて対応可能なスライド方式とし、将来展望が可能な国境措置を確保すること。
4. 特別セーフガードの堅持など、食料輸入国の主張が非貿易的関心事項への配慮として、ルール化されること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先 内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

経済産業大臣 殿

外務大臣 殿

○議長(土屋 実君) 本案について趣旨説明を求めます。

12番、荻原達久君。

(12番 荻原達久君 登壇)

○12番(荻原達久君) 「WTO農業交渉日本提案実現を求める意見書」案に対する趣旨説明。平成18年9月19日。

意見案第12号 「WTO農業交渉日本提案実現を求める意見書」案に対する趣旨説明をいたします。

W T O 農業交渉は、本年 1 2 月末の最終合意に向けて最大の山場を迎え、主要国間の意見対立が解けず、各国の対立が更に深まるのか、交渉がどのような方向に進んでいくのか、予断を許さない状況にあります。特にアメリカやブラジルなどの国が上限関税の導入や重要品目の数の絞込み、大幅な関税割当数量の拡大などを求めています。交渉結果によっては、稲作などの国内農業に深刻な影響を与える結果となります。

政府は交渉にあたって、アメリカやブラジルなどの圧力に屈することなく、日本提案の実現を求めよう、強い姿勢で臨み、提案を実現するために最大限の努力をするよう、政府に意見書を提出する次第であります。

どうか、慎重にご審議のうえ可決されますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（土屋 実君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより意見案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第 1 2 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、意見案第 1 2 号 「W T O 農業交渉日本提案実現を求め意見書」案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第 2 9 御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 9 御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、これより任期満了に伴う御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推薦にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、よって議長が指名することに決しました。

事務局長をして朗読いたさせます。

事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長(茂木利秋君) 選挙管理委員及び補充員の選挙について

選挙管理委員及び補充員について、次のとおり指名する。

氏名、住所、生年月日、備考の順でお読みいたします。

まず委員でございます。

中山順一 大字馬瀬口 1786 - 1 昭和 7年 7月 5日

原 鏡次 大字御代田 2670 - 92 昭和13年 4月24日

古越政次 大字馬瀬口 605 - 20 昭和17年 5月19日

清水絹子 大字草越 395 - 1 昭和23年 4月28日

次に補充員でございます。

泉 喜久男 大字御代田 2628 - 250 昭和14年 1月 9日 1番

井出多賀得 大字草越 1173 - 567 昭和 9年 9月28日 2番

内堀保則 大字塩野 1285 - 10 昭和12年11月 5日 3番

田村征子 大字御代田 1806 昭和18年 1月 2日 4番

備考欄に記載された数字は、補充の順番でございます。

平成18年9月19日

御代田町議会議長 土屋 実

以上です。

○議長(土屋 実君) お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君を、地方自治法第118条第3項の規定により、選挙管理委員会の委員及び補充員の当選人に定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、選挙管理委員会の委員及び補充員に当選されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

- - - 町長あいさつ - - -

○議長(土屋 実君) 閉会に先立ち、町長よりあいさつを求めます。

町長 土屋 清君。

(町長 土屋 清君 登壇)

○町長(土屋 清君) それでは、ひと言ごあいさつを申し上げます。

9月8日開会をいたしました平成18年の第3回御代田町議会定例会、12日間の会期で開会をされたわけでございます。提案をいたしました24議案、それぞれの場で慎重審議をいただき、そして本日、

すべてにわたり原案どおり承認、可決をいただいたわけでございます。心から御礼を申し上げます。そしてまた、一般質問、委員会、全協等の中においても、御代田町の課題、懸案事項に対していろいろな角度からのご意見、ご示唆をいただいたわけであります。これらの関係につきましては、これからの行政運営に生かしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

今定例会の中でもお願いを申し上げたわけでございますけれど、9月30日には御代田町町制施行50周年の記念式典を行う予定になっております。そしてまた、町の懸案事項であります苗畑の有効活用、中でもその中核施設に据えておりますごみ処理施設の建設、このアセス作業等も最終段階に入っております。いずれにしましても、本年がこの施設の生死を占うきわめて大事な年であり、これからはもっとも大事な詰め段階に入ってくるわけでございます。議会の皆さまには、いままで以上のご理解、ご協力を、切にお願いを申し上げる次第であります。

いずれにしましても、これからは季節の変わり目であります。議員の皆さまには健康に十分留意をしていただきまして、御代田町行政の推進に対してご理解、ご協力を重ねてお願いを申し上げ、平成18年第3回御代田町議会定例会閉会にあたってのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

- - - 閉 会 - - -

○議長（土屋 実君） これにて平成18年第3回御代田町議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時34分